

長岡京市立長岡第三小学校水泳指導業務 仕様書（案）

1. 件名

長岡京市立長岡第三小学校水泳指導業務

2. 目的

本業務は、長岡京市立長岡第三小学校の体育科における水泳指導について業務委託することにより、プール施設、指導業務及び移動手段を確保し、当該校の円滑な水泳指導に資することを目的とする。

3. 実施対象校

長岡京市立長岡第三小学校

住所：長岡京市今里4丁目5番10号

児童数：

学年等（クラス数）	児童数
1年（2）	52人
2年（2）	50人
3年（2）	61人
4年（2）	53人
5年（2）	70人
6年（3）	87人
合計	373人
特別支援学級（5）	24人（※上記合計に含む。）

※令和8年4月時点の児童数の予定

※令和8年4月時点の児童数をもって契約を行うこととし、その後の児童数の増減については考慮しないものとする。

4. 履行期間

令和8年7月7日から令和8年12月24日まで

（水泳指導の実施日については、実施対象校と受注者が協議し、上記期間内で決定すること。）

5. 実施場所

受注者が所有する屋内水泳施設（以下、「水泳施設」とする。）

6. 水泳指導時数

水泳指導については、各学年5回、特別支援学級5回の指導回数を確保すること。

1回あたりの入水時間は、45分～60分を基本とし、更衣や移動・準備体操等の時間を含めて合計100分を基本とする（1単位時間あたり45分授業の連続2単位時間分と休憩時間を含む。）

7. 指導内容

指導内容は、「小学校学習指導要領解説体育編（平成29年告示）」の内容を基本とし、実施対象校の年間指導計画の学習内容をもとに、実施対象校と受注者で打ち合わせの上、決定すること。

8. 指導方法

児童を原則15人程度のグループに分け、各グループに受注者がインストラクターを1名配置し、泳力別の水泳指導にあたること。（ただし、受注者は、実施対象校が安全面に十分配慮でき、きめ細かで効果的な指導ができると判断した場合は、実情に応じたグループ分けを行うことができる。）

安全面に配慮し、常時1名以上の監視員を配置すること。

個別に配慮が必要な児童に対して、実施対象校と協議の上、適切に対応すること。

9. 水泳施設

（1）場所及び移動手段

実施対象校から片道移動時間15分以内の水泳施設を原則とし、移動手段は受注者で確保したバス等によるものとする。なお、移動時間はインターネット等の一般的な計測方法で算出する。

本業務に係る水泳指導の時間帯については、水泳施設の一般利用を原則行わないものとする。

（2）プール

衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校衛生基準」に基づく水質検査を実施し、発注者が検査結果等の資料を要求したときは、可能な限り対応すること。また、水深は学年や泳力の状況によって変更可能な措置を行うとともに、コースロープ等の付設により、効果的な指導に必要な区切りを設けること。

（3）その他の施設等

① 保健施設

体調不良や怪我等の児童を休ませることができる場所を確保すること。また、AEDが緊急時に迅速に使用可能な場所に設置されていること。

② 更衣室

男女別の更衣施設があること。児童1学年分のロッカーの数を有し、着替えのために必要なスペースが十分に確保できること。

③ トイレ

プールサイド近くに男女別のトイレ及びトイレ後の衛生面の確保のためのシャワー施設があること。

10. その他

(1) 指導方針

学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。

(2) 責任の所在

水泳指導、監視、移動にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努めること。事故が起きた場合は、実施対象校と協力して事態の収拾を図ること。また、経緯等の報告を発注者へ行うこと。なお、以下の場合には、受注者が責任を負うこと。

- ① 水泳授業中にインストラクターの重過失や故意の過失から児童に対し事故が発生した場合。
- ② 受注者が手配するバス等の移動中に事故が発生した場合。
- ③ 受注者が手配するバス等内で児童の置き去りが発生した場合。
- ④ 施設の瑕疵等のために事故が発生した場合。
- ⑤ その他受注者の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合。

(3) 水泳指導の流れ

① 指導内容等打ち合わせ

実施対象校と受注者は、移動、水泳指導に関することに関して事前に必要な回数
の打ち合わせを行うこととする。打ち合わせの場所については、実施対象校と受注
者が協議し決定する。

② 実施

実施にあたっては、指導内容が安全かつ効果的に水泳指導が行われるよう指導を
行うこと。

③ 報告

実施対象校と受注者は、1回毎の水泳指導実施後にプール日誌を記載し、指導に
あたった教員・インストラクター、指導内容、児童の健康の状況等を記録するこ
と。受注者は、全ての水泳指導が終了後は、すみやかに事業完了報告書を作成
し、実施対象校を通じて教育委員会学校教育課へ提出すること。

(4) 水泳施設の各所（更衣室、トイレ、プール等）においては、児童の安全を確保す
るため盗撮行為防止のための対策を講じること。

- (5)水泳指導時間においては、実施対象校が利用可能な駐車場を1台分用意すること。
- (6)委託料の支払いは、年1回払いとし、全水泳授業が完了し、業務完了報告書が提出された後とする。
- (7)学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖等の様々な事由により水泳授業の実施が不可となった場合のキャンセル料等は発生しないものとし、発生する諸費用は受注者の負担とする。
- (8)本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。